

小矢部市耐震改修促進計画 計画書（改定）

平成22年 3月策定
平成30年 3月改定

小矢部市

目 次

第1章 計画の目的と位置付け	1
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
4 計画改定の背景等	
5 想定される地震の規模・被害の状況	
第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	9
1 住宅の耐震化の現状と目標	
2 建築物の耐震化の現状と目標	
第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策	14
1 耐震化の取組み基本方針	
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援	
3 大地震に備えた事前対策の推進	
4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等	
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	29
1 相談体制の充実	
2 適切な情報提供やセミナー等の開催	
3 リフォームに合わせた耐震改修の推進	
4 自治会等との連携・取り組み体制の検討	

第1章 計画の目的と位置付け

1 計画の目的





本計画は、耐震化に取り組むことにより、本市における地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産を守ることを目的としています。

また、国が定めた、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示、最終改正：平成28年3月25日）（以下「国の基本方針」という。）では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画、住生活基本計画（平成28年3月議会決定）における目標を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年度末までに、現状の約82%と約85%から少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震化が不十分な住宅をおおむね解消することを目標にしています。

富山県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）においても、県内の耐震化状況に応じて、平成37年度末までに住宅については現状の72%を90%に、多数の者が利用する建築物については現状の82%を95%以上にすることを目標にしています。

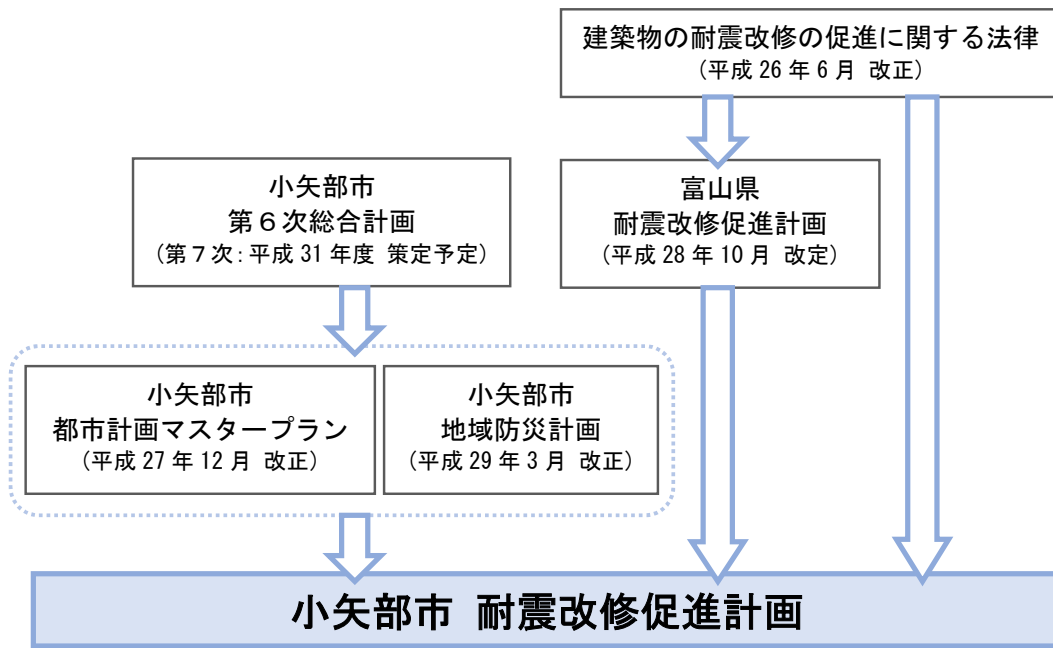
本計画では、国や県が示す減災目標の実現に向けて、小矢部市の耐震化状況を踏まえ、具体的な目標値を定めて、耐震化の促進に取り組みます。

国・富山県の耐震化率の現状と目標

	国		富山県	
	住宅	多数の者が利用する建築物	住宅	多数の者が利用する建築物
現状：	約82% (H25)	約85% (H25)	72% (H25)	82% (H26)
				
目標：	95% (H32)	95% (H32)	90% (H37)	95% (H37)

2 計画の位置づけ

本計画は、「富山県耐震改修促進計画」、「第6次小矢部市総合計画」、「小矢部市都市計画マスタープラン」、「小矢部市地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき策定するものです。



3 計画期間

本計画は、平成29年度から平成38年度までのおおむね10年間とし、平成38年度の目標を設定します。社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、定期的に検証を行い、必要に応じて施策の見直し等の計画改定を行います。

4 計画改定の背景等

(1) 計画改定の経緯

平成 18 年 1 月 26 日に改正耐震改修促進法が施行されました。同法では、都道府県において耐震改修促進計画を策定することを義務付けており、小矢部市では、住宅及び建築物の平成 27 年時点の耐震化率の目標や耐震改修促進施策等を定めた「小矢部市耐震改修促進計画」を平成 22 年 3 月に策定しました。

計画は平成 27 年度末に終期を迎えましたが、引き続き住宅・建築物の耐震化を計画的に進める必要があること、東日本大震災の被害などにより平成 25 年に耐震改修促進法が改正されたこと、国における住宅・建築物の耐震化率目標が見直しされたことなどから、小矢部市における耐震化率の現状等を踏まえ、計画を見直します。

(2) 耐震改修促進法の改正

東日本大震災の被害等を受け、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が改正され、平成 25 年 11 月 25 日に施行されました。法改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象が全ての建築物に拡大
- ・不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等(※1)に対する耐震診断の義務付け及び診断結果の公表
- ・庁舎や避難所等の防災拠点施設及び避難路沿道建築物等について、耐震改修促進計画で指定(※2)した場合は、耐震診断を義務付けたうえで、その結果を公表
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置の創設
- ・建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

※1『要緊急安全確認大規模建築物』：耐震改修促進法附則第 3 条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物。

※2『要安全確認計画記載建築物』：県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物。

5 想定される地震の規模・被害の状況

(1) 県内の活断層と地震

今後、小矢部市で起こり得る大規模な地震を予測し被害を想定することは、地震災害対策を推進する上で前提となるものです。

また、地震による被害を想定することで、予防・応急・復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進する上で役立つ他、防災関係機関や市民の地震に対する意識高揚にも大きな効果をもたらすことが期待できます。

なお、地震による被害は、地形・地質・地盤等の自然条件や都市化・工業化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内の活断層や過去の地震被害等を把握すると共に、「小矢部市地域防災計画」（平成29年3月改定）による地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

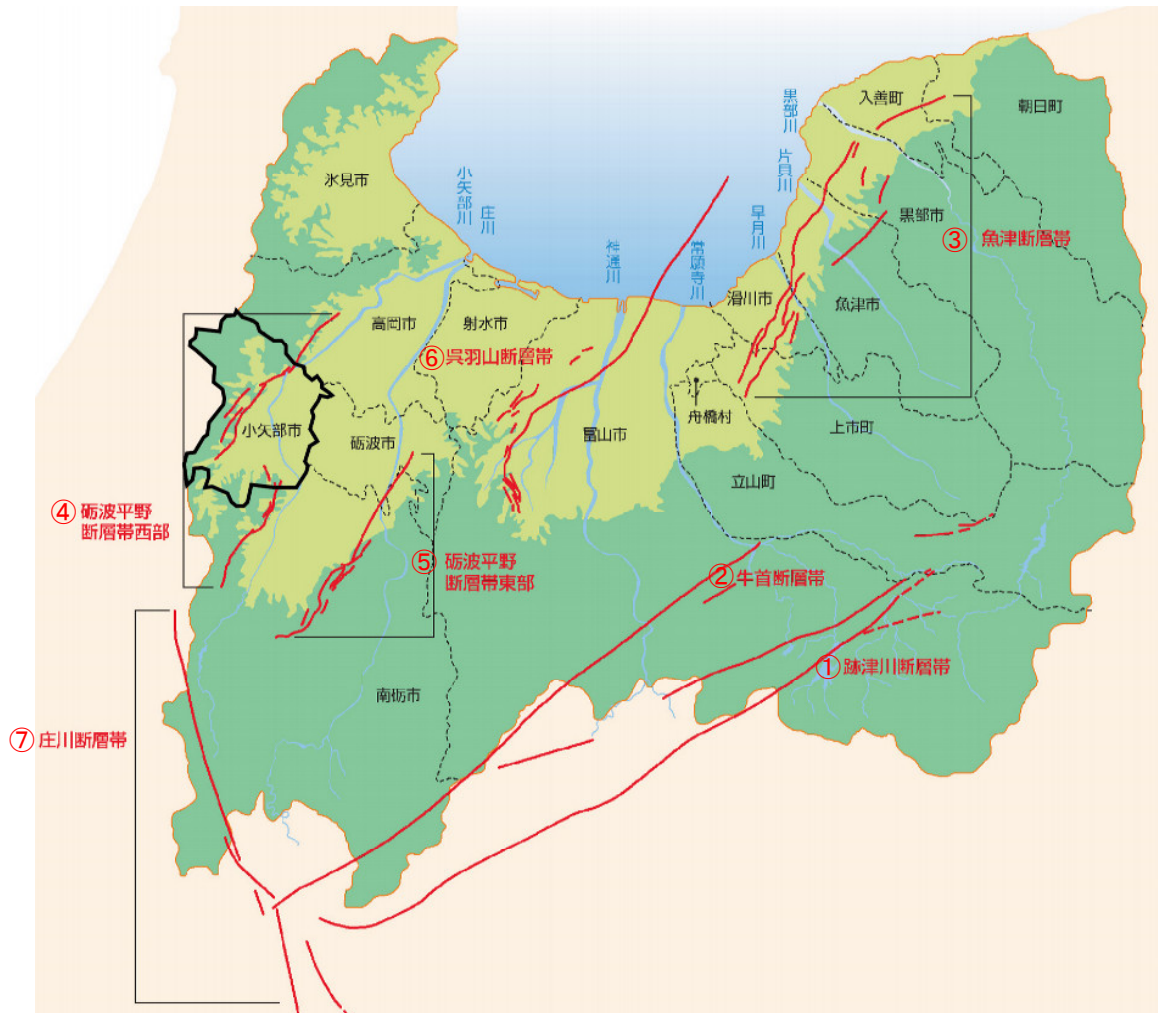
(2) 活断層について

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象を言い、地質時代という第四紀（約180万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所・規模・発生確率）を評価し、随時公表しています。現在公表されている県内の活断層については、下記のとおりです。

- ① 跡津川断層帯
- ② 牛首断層帯
- ③ 魚津断層帯
- ④ 砺波平野断層帯西部
- ⑤ 砺波平野断層帯東部
- ⑥ 呉羽山断層帯
- ⑦ 庄川断層帯



富山県の断層帯略図

(3) 過去の地震

富山県に関する歴史地震は、表1「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」のとおりです。中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は、富山県内に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されています。

また、1933年以降2005年12月末までに、富山地方気象台において記録した有感地震は、計195回(2017年8月末現在)であり、そのうち県内で震度4以上を記録した地震は9回と、全国的にも有感地震の少ない県です。

津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめませんが、氷見海岸において津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見される等、有史以来、全く無かったという確証はありません。

表 1 : 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名又は被害の大きかった地域	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観 5)		7 以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正 13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木船城崩壊、 白川谷被害多し	(5~6)
1662(寛文 2)	(琵琶湖付近)	7.25~7.6	神社仏閣人家被害、 死傷者多し	(5)
1668(寛文 8)			伏木・放生津・小杉で 潰家あり	
1707(宝永 4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、 天水桶ことごとく転倒す	(5~6)
1858(安政 5)	飛越地震	7.0~7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、 流出家屋多し	(5~6)
〃	(大町付近)	5.7		—

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」(宇佐美龍夫、1996年)において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

表 2 : 震度 4 以上を記録した地震一覧

発生年	震央地名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933(昭和 8)	石川県能登地方	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、 亀裂	伏木 4
1944(昭和 19)	三重県南東沖	7.9	不明	富山 4
1948(昭和 23)	福井県嶺北	7.1	西部で被害	富山 4
1952(昭和 27)	石川県西方沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、 女良 4
1993(平成 5)	石川県能登地方	6.6	非住家、水路、 ため池に被害	富山、伏木 4
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.2	被害なし	小矢部 4
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	重傷 1、軽傷 12 非住家一部損壊 5	富山、氷見、滑川、 小矢部、射水、 舟橋 5弱 高岡、魚津、黒部、 砺波、南砺、上市、 立山、入善、朝日 4
2007(平成 19)	新潟県上中越沖	6.8	軽傷 1	氷見、舟橋 4
2013(平成 25)	石川県加賀地方	4.2	被害無し	小矢部 4

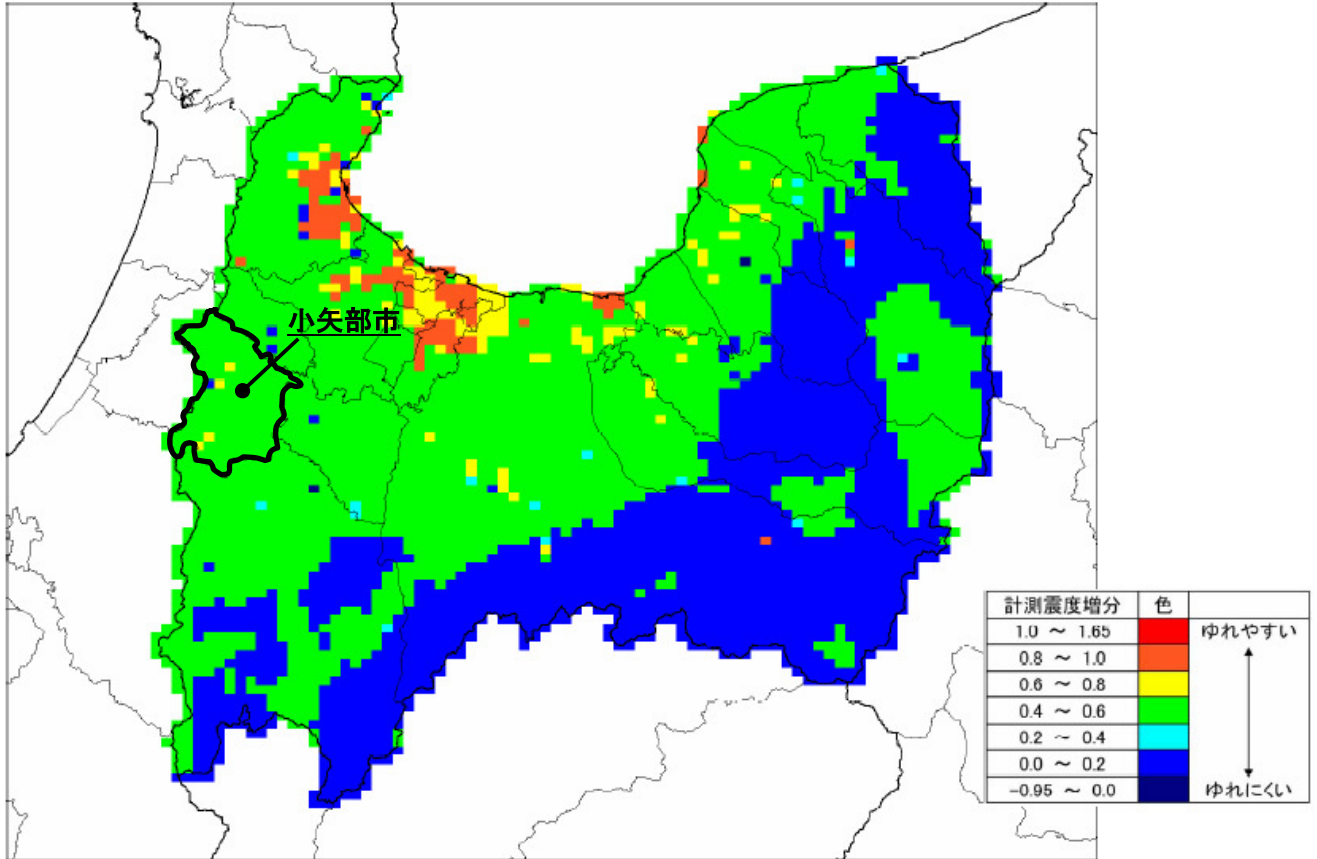
※「理科年表」(国立天文台、平成 13 年)及び「富山県気象災異史」(富山地方気象台、富山県、昭和 45 年)及び「気象庁震度データベース検索」等による。

(4) 被害想定

① 地表地盤のゆれやすさ

内閣府が公表している「表層地盤のゆれやすさマップ」では、地震の際のゆれやすさを7段階に色分けしています。富山県内のゆれやすさの状況は下図に示すとおりとなっています。

図 表層地盤のゆれやすさマップ



(資料：内閣府)

② 小矢部市域の地質

小矢部市域の地質は約 2,000 万年以来の長い地質時代の古地理的変化に応じて、主として海の中で堆積した地層で構成され、その後の変化で陸上に現れたものです。

なお、現在の地形状態は、洪積世当初の石動断層で生じた造構造運動と、それに伴う隆起運動で今日の丘陵性山地になったものであり、それがさらに氷河期の海水位の変動によって浸食され、また堆積が行われていったものです。

したがって、砂礫層でできている平野部では、地下水が比較的豊富であるのに比べ、山地はもちろん台地でも地下水が得がたい地質となっています。

③ 小矢部市内の地震被害の想定

大規模な地震によって、建築物の倒壊、崖くずれ、老朽ため池崩壊等の被害が発生するほか、本市の住宅には、木造建築が多いため、火災が発生する恐れがあります。このため、人命、財産の損害は、火災がなかった場合に比べて数倍、時には 10 数倍に達することがあるので、避難計画等の充実が必要となります。

小矢部市地域防災計画では、①砺波平野断層帯西部を震源とする阪神・淡路大震災級の直下型地震を想定した場合と、②呉羽山断層帯を震源とする直下型地震を想定した場合の被害について想定しています。

想定される被害量は下表の通りであり、小矢部市において阪神・淡路大震災級の地震が発生した場合には、多大な被害が生じることが予想されます。

表 小矢部市における地震被害の想定
『小矢部市地域防災計画』(平成 29 年 3 月改定)より

	被害の種別	被害予想(※)		本計画における被害想定
		① 砺波平野断層帯西部を震源とする地震被害	② 呉羽山断層帯を震源とする地震被害	
人的被害	死者	83 人	1 人	83 人
	負傷者	498 人	673 人	673 人
	避難所避難者	2,640 人	5,580 人	5,580 人
物的被害	建物全壊	1,039 棟	34 棟	1,039 棟
	建物半壊	—	10,239 棟	10,239 棟
	火災・延焼	2~5 件	0 件	2~5 件
	落下物	—	0 件	0 件
	ブロック塀等の倒壊	—	104 件	104 件
	自動販売機の転倒	—	35 件	35 件
その他	要救出現場数	346 現場	—	346 現場
	避難所数	15~16 箇所	—	15~16 箇所

※被害予想については、調査手法が同一ではないことから、被害想定の対象項目について、一部一致していない箇所がある。

第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

市内の住宅総数は平成25年度では、9,760戸と推計されます。このうち、耐震性があると思われる住宅は、耐震性が不十分である住宅3,510戸を除く6,250戸と推計され、耐震化率は64%となっており、平成21年度と比較すると16ポイント高くなっています。平成25年度の県との比較では、8ポイント低くなっています。

		H21 市	H25 市	H25 県
住宅総数	住宅総数 : $A = F + K$	8,689	9,760	379,800
	S55 以前建築のもの : $B = G + L$	5,391	4,740	138,144
	耐震性不十分 : $C = H + M$	4,563	3,510	105,300
	耐震性あり : $D = I + N$	4,126	6,250	274,500
	耐震化率 : $E = D / A$	48%	64%	72%
内訳	木造戸建て住宅 : F	7,848	8,650	292,500
	S55 以前建築のもの : G	5,108	3,931	123,700
	耐震性不十分 : $H = G \times 0.88$	4,495	3,460	101,900
	耐震性あり : $I = F - H$	3,353	5,190	190,600
	耐震化率 : $J = I / F$	43%	60%	65%
	共同住宅その他の住宅 : K	841	1,110	87,300
	S55 以前建築のもの : L	283	321	14,400
	耐震性不十分 : $M = L \times 0.24$	68	77	3,500
	耐震性あり : $N = K - M$	773	1,033	83,800
	耐震化率 : $O = N / K$	92%	93%	96%

(資料 : H22 小矢部市耐震改修促進計画、H25 住宅・土地統計調査、H28 富山県耐震改修促進計画)

※国土交通省の推計に基づき、昭和56年以前建築の木造戸建て住宅の約88%、共同住宅等の約24%が、耐震性が不十分であると推計(耐震改修を実施したものは耐震性が不十分なものから除外)

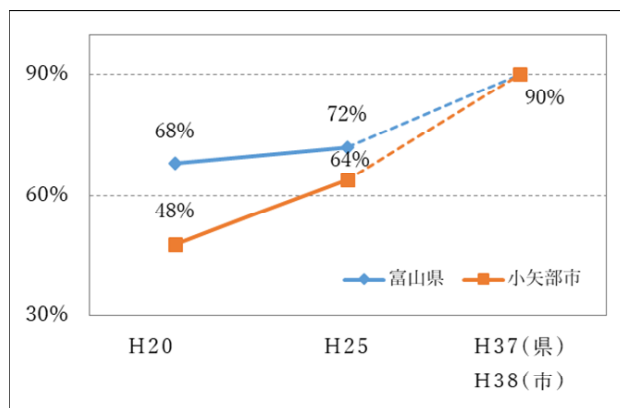




図 小矢部市・富山県の住宅の耐震化率

(2) 耐震化の目標

平成 29 年度現在、市内の耐震性のある住宅戸数は約 6,250 戸、耐震化率は約 64% となっています。

小矢部市では、現状の耐震化率及び県の目標値を考慮し、平成 38 年度末における耐震化率を 90% 以上にすることを目標とします。

	小矢部市	富山県
現状 :	64% (H25)	72% (H25)
		
目標 :	90% (H38)	90% (H37)

2 建築物の耐震化の現状と目標

(1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物の総数は、公有と民間のものを合わせ、市内に91棟あり、このうち耐震性のあると思われる棟数は75棟（B+C）で、耐震化率は82%となり、平成22年度の耐震化率76%より6ポイント高くなっており、平成26年の県の耐震化率約82%と同等の耐震化率となっています。

表 多数の者が利用する建築物の耐震化率 【単位：棟】

種別	所有区分	全数 A	S56.6.1 以降の 建築物 B	S56.5.31以前の建築物		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A
				耐震性有り (推計) C	耐震性 不十分 D	
				1. 被災時に拠点となる施設 及び救護施設 庁舎、警察署、消防署、病院、診療所等	公有	
	全体	8	-			63%
2. 住民の避難場所として使用 される施設及び要援護者施設 幼稚園・保育所、小中学校、高等学校、 体育施設、社会福祉施設等	公有	36	16	19	1	97%
	全体	48	-			92%
3. 比較的滞在時間の長い施設 ホテル、旅館、賃貸住宅等	公有	4	4	0	0	100%
	全体	12	-			83%
4. 多くの者が集まる集客施設 劇場、展示場、図書館、集会場、店舗等	公有	2	1	0	1	50%
	全体	7	-			71%
5. その他 多数の者が利用する 建築物 事務所、工場、車庫等	公有	1	0	0	1	0%
	全体	16	-			69%
合計		91	47	28	16	82%

※未診断建築物における耐震性有りの率は国土交通省の推計により算出（民間を推計で算出）

推計：庁舎、警察署、消防署、幼稚園、体育施設、劇場・展示場等、その他 多数の者が利用する建築物：49.6% 病院：42.1%
学校施設：29.6% 社会福祉施設：44.6% ホテル、旅館：35.8% 賃貸住宅、寄宿舍等：76.0% 店舗：47.8%

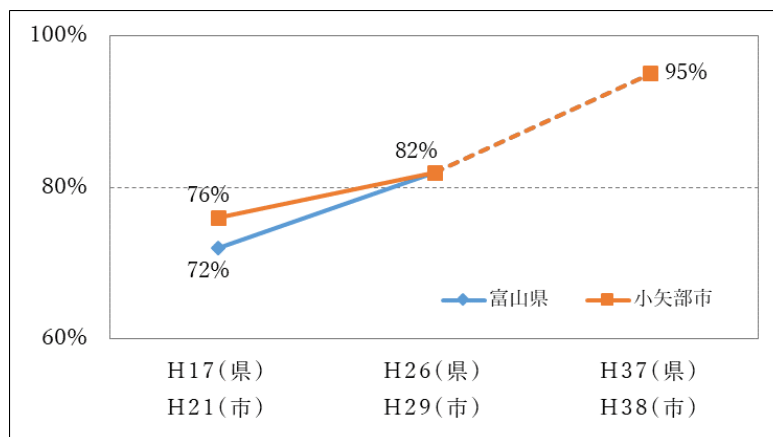


図 小矢部市・富山県の多数の者が利用する建築物の耐震化率

(2) 耐震化の目標

国の基本方針では、今後発生が予想される大規模地震による死者数を半減するという目標達成のために、多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%以上にすることを目標としており、富山県もまた耐震化率を95%以上にすることを目標に掲げています。

小矢部市においても、耐震化率95%以上を目標として耐震改修の促進に取り組みます。また、公共施設においては、災害時の防災拠点となる施設、収容避難場所となる施設、被災者の受け入れ先となる施設が多いことから、耐震化率の向上を特に重視します。

		小矢部市		富山県
現状：	耐震性が不十分な棟数	16	82% (H29)	82% (H26)
	全施設棟数	91		
目標：	耐震性が不十分な棟数	4	95% (H38)	95% (H37)
	全施設棟数	91		

(3) 種別ごとの耐震化の目標

平成38年度末の耐震化については、以下を目標として耐震化率95%を目指します。

種別	全数	S56.6.1 以降の 建築物	S56.5.31以前の建築物		耐震化率 (推計) E=(B+C)/A
			耐震性有り (推計)	耐震性 不十分	
			A	B	
1.被災時に拠点となる施設 及び救護施設	8	5	2	1	87%
2.住民の避難場所として使用 される施設及び要援護者施設	45	23	22	0	100%
3.比較的滞在時間の長い施設	12	8	3	1	91%
4.多くの者が集まる集客施設	8	6	1	1	87%
5.その他 多数の者が利用する 建築物	18	12	5	1	94%
合計	91	54	33	4	95%

- 被災時に拠点となる施設及び救護施設については、全数が大きく増減することはないと考えられます。耐震化については、公益施設が多いため計画的に進めて行くものとし、目標設定します。昭和56年以前の建築物の滅失については9.9%(過去のトレンド：国土交通省耐震化目標資料より)とします。
- 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設については、学校等の統廃合を考慮し、全数を5.5%減とし算定します。なお、減する5.5%については昭和56年以前の建築物として算定し、滅失するものとし、耐震化については、公立施設の割合が多いことから計画的に進めるものとし、目標設定します。
- 比較的滞在時間の長い施設の全数については、現状のままとし、昭和56年以前の建築物の滅失については、9.9%とし算定します。
- 多くの県民が集まる集客施設及び5.その他多数の者が利用する建築物については、国土交通省の算定根拠に準じ、全数の増加を12.1%とし、昭和56年以前の建築物の滅失については9.9%として、目標設定します。

(4) 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設の耐震化の現状と目標

本計画では、地震災害時に災害対策拠点機能等の確保を図る上で重要な施設の、耐震化を促すとともに、多数の者が利用する建築物に該当する施設については、優先的に耐震化の促進を図っていくこととし、災害時の拠点施設（庁舎等）、病院施設、学校施設、公営住宅の耐震化の目標を設定します。

① 災害時の拠点施設等（庁舎、消防関係、警察関係施設、避難所、②③④と重複する施設は除く）

	平成 29 年度	平成 38 年度
全施設棟数	46	
耐震性が不十分な棟数	4	
耐震化率	91%	100%

② 病院施設（階数 3 以上かつ 1,000 m²以上）

	平成 29 年度	平成 38 年度
全施設棟数	5	
耐震性が不十分な棟数	1	
耐震化率	80%	100%

③ 学校施設（階数 2 以上かつ 1,000 m²以上）

	平成 29 年度	平成 38 年度
全施設棟数	25	
耐震性が不十分な棟数	0	
耐震化率	100%	100%

④ 市営住宅（階数 3 以上かつ 1,000 m²以上）

	平成 29 年度	平成 38 年度
全施設棟数	4	
耐震性が不十分な棟数	0	
耐震化率	100%	100%

第3章 住宅・建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 耐震化の取組み基本方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられました。

このことから、既存建築物の耐震化を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、市民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により市内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとします。

(1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適正に管理することが基本であり、耐震化による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化に努めることが求められています。

(2) 県における小矢部市の役割

県としては、所有者等が耐震化を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めており、市は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めます。

- ① 市計画の改定
- ② 耐震化支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整

(3) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し、耐震化の促進に努めるものとします。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むと共に、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

○耐震診断・耐震改修に対する支援制度

事業名	対象		内容		補助	
	住宅	非住宅	診断	改修	国庫	その他
木造住宅耐震診断支援事業	○		○		○	
木造住宅耐震改修支援事業	○			○	○	
住みよい家づくり資金融資制度	○					○
住宅・建築物安全ストック形成事業		○	○	○	○	

(1) 住宅の耐震化支援

① 木造住宅耐震診断支援事業

県では、平成 15 年度より耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行うと共に、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

○木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

対象建築物	申込者負担	補助率	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 木造一戸建てで、階数が 2 以下 ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの ・ 在来軸組み工法であるもの 	延べ面積 280 ㎡以下	県 約 9 割	
	〃		図面有 2,000 円 図面無 4,000 円
	延べ面積 280 ㎡超		図面有 3,000 円 図面無 6,000 円
	〃		
○問合せ先：（一財）富山県建築士事務所協会			

② 木造住宅耐震改修支援事業

平成 17 年度より耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、1 住宅あたりの延べ面積は富山県が全国 1 位である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とした、部分的な改修への支援も平成 26 年度より行っています。

○木造住宅耐震改修支援事業の制度概要

対象工事	補助金額	補助率
以下の3つのメニューのいずれかに該当する工事 Ⅰ 建物全体(1階+2階)を Iw値 1.0 以上に改修 Ⅱ 1階の主要居室(寝室・居間等)だけを Iw値 1.5 以上に改修 Ⅲ 1階(全体)だけを Iw値 1.0 以上に改修	限度額 60 万円	【2/3】 県 1/3 市町村 1/3
○問合せ先：小矢部市産業建設部 都市計画課		

③ 住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

耐震化リフォームの利率優遇や、三世代同居向け融資利率等を実質無利子化します。

○住みよい家づくり資金融資制度概要

融資額	融資利率	償還期間
500 万円以内	1.7%（固定金利）	15 年以内
○申込み先：県内各金融機関 ○問合せ先：（一財）富山県建築住宅センター		

④ 木造住宅耐震化支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図ります。また、耐震改修を実施するにあたり、阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等を実施し、住宅の耐震化のために必要な施策について検討します。

⑤ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

戸別訪問による住宅所有者への直接的な耐震化の周知・普及活動や耐震診断支援を行った住宅に対しての改修促進、改修事業者等の技術向上を図る取組み等、住宅の耐震化を総合的に支援する取組みを検討します。

(2) 建築物の耐震化支援

① 多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言指導のもと、国の住宅・建築物安全ストック形成事業の活用を検討します。

○国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）の概要

対象事業	対象建物	補助率
耐震診断	災害時に重要な機能を果たす建築物又は避難所等	【2/3】 国 1/3 地方公共団体 1/3
	地方公共団体が実施する建築物	国 1/3 地方公共団体 2/3
耐震改修	災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策（除却を含む）、エレベーターの防災対策改修、エスカレーターの脱落対策	【23%】 国 11.5% 地方公共団体 11.5%
	地方公共団体が実施する避難所の耐震改修	国 1/3 地方公共団体 2/3
○問合せ先：小矢部市産業建設部 都市計画課（富山県土木部建築住宅課）		

(3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

① 耐震改修促進税制 (※)

対象	対象となる税	内容
住宅	所得税	現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事にかかる標準的な工事費相当額の10%相当額(上限25万円)を所得税から控除
	固定資産税	固定資産税額(120㎡相当分まで)を1年間1/2に減額
建築物	所得税 法人税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、その報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却
	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から平成32年3月31日までの間に交付決定をうけて改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額(改修工事費の2.5%が限度)

②住宅ローン減税 (※)

10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除

(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象)

③住宅金融支援機構による融資制度 (※)

対象	融資限度額	金利
個人	1,000万円(住宅部分の工事費の80%が上限)	償還期間10年以内 0.59%、11年以上20年以内 0.90% 死亡時一括償還型融資の活用が可能((一財)高齢者住宅財団による保証)
マンション管理組合	500万円/戸(共用部分の工事費の80%が上限)	償還期間10年以内 0.30%((公財)マンション管理センターの保証)

※ 支援、融資、税制いずれも平成29年4月現在の制度

3 大地震に備えた事前対策の推進

(1) 地震時の総合的な安全対策

耐震改修促進法第6条では、「各市町村が当該区域内の市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努める」とされています。小矢部市でも以下のような対策の推進を行います。

① 窓ガラス、外壁、屋外看板等の落下防止対策

大規模な地震が発生した際には、建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや外壁、看板など、建築物の外装材の損壊・落下による被害も懸念されます。

このため、地震発生時の建築物からの落下物による通行人への危害を防ぎ、安全性を確保するために、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の啓発及び指導を図ります。特に、建築物の敷地に余裕がない市街地や通学路等の建築物について、落下防止対策の実施状況を把握すると共に、未対策建築物について、その所有者等に安全性を確保するよう改善指導を行います。

② ブロック塀等の倒壊防止対策

地震時において、コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を加えることや道路を塞ぐことがあります。県と連携し、パンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を行います。

③ エレベーター・エスカレーターの防災安全対策

平成17年7月の千葉県北西部地震では、首都圏のエレベーターが緊急停止し、人が閉じ込められる事故が多数発生し問題となりました。このことから、エレベーターの所有者・管理者に対しては、地震時に最寄り階に自動的に停止する装置（地震時管制運転装置）の設置を指導するとともに、市民らにはエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等について助言及び周知の徹底を図ります。

④ 天井等の落下防止対策

大規模空間を持つ建築物の天井等の非構造部材について、落下・崩壊等の被害発生が想定されることから、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状況の点検を促します。

また、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

⑤ 家具の転倒防止対策等

地震災害時には、家具等の転倒により人的被害が数多く発生しています。このため、建築物の耐震化の促進とともに、家具等の転倒防止の推進は重要な課題です。

また、家具等の収容物の散乱により避難経路が遮断され、避難・救援活動に支障が生じること可能性があります。平成8年2月に気象庁が発表した震度階級関連解説表では、震度5強でタンスなどの重い家具が倒れることがあると予測されています。本市では、家具の転倒防止について、広報等を活用し、周知を図ります。

表 震度階級関連解説

タンス・棚類	L型金物、つっぱり棒で固定する。
テレビ・パソコン	できるだけ低い位置に置き、滑り止めやバンド等で固定し、上には何も置かないようにする。
窓・ガラス面	窓ガラスだけでなく、戸棚、額縁等のガラス面にも飛散防止フィルムを貼っておく。
照明器具	できるだけ天井面に直接取り付けものを選ぶ。吊り下げ型は揺れ・落下防止のためにチェーンや金具で数箇所留めておく。
冷蔵庫	専用のバンドや針金で、壁面に固定する。

⑥ 感震ブレーカー等の設置による震災時の火災対策

過去の大震災における火災原因の多くが電気に関するものとされており、設定値以上の震度の火災発生時に自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーは有効な対策とされているため、設置の重要性を周知し、対策を促進します。

⑦ 耐震シェルター・防災ベッドの活用の啓発・普及方策

耐震シェルター、防災ベッドを設置した場合、設置費用の2分の1（20万円を限度）の支援をします。補助対象となる耐震シェルター、防災ベッドは次のとおりです。

※仕様・価格などは各製造メーカー等にお問合わせください。

耐震シェルター		防災ベッド	
	耐震シェルター『ハイルナー』 (株)スリー・ユー ☎03-3354-1090		ウッド・ラック (WOOD-LUCK) 新光産業(株) ☎03-3251-2055
	耐震 TB シェルター 「鋼耐震」 東武防災(株) ☎048-748-3838		介護ベッド用防災フレーム (株)ニッケン鋼機 ☎0545-73-0652
	木質耐震シェルター (株)一条工務店 ☎0120-422-231		防災ベッド BB-002 (株)ニッケン鋼機 ☎0545-73-0652
	耐震シェルター「レスキュールーム」 (有)ヤマニヤマショウ ☎0120-88-2420		安心防災ベッド枠 B フジワラ産業(株) ☎06-6586-3388
			安心防砂ベッド枠 A (株)ニッケン鋼機 ☎0545-73-0652
			耐圧ベッドルーム型 シェルター (株)エヌ・アイ・ピー ☎03-3823-6220

(出典：小矢部市 産業建設部 都市計画課)

耐震シェルター：地震で住宅が倒壊しても寝室や睡眠スペースを守ってくれる装置であり、既存の住宅内に設置し、住みながらの工事や、耐震改修工事に比べて短期間での設置も可能。

防災ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

(2) 被災建築物応急危険度判定等の体制の整備

大規模な地震が発生した際に、被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラス・屋根瓦の落下、附属設備等の危険性を判定する『応急危険度判定士』や『被災宅地危険度判定士』の確保に努めます。また、判定時に連絡調整の役割を果たす、判定コーディネーターの養成や避難施設の優先的な判定体制の整備など、被災建築物応急危険度判定体制の整備を進めます。

(3) 応急仮設住宅の供給体制整備

大規模な地震が発生した際に、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅を供給する体制を整備します。応急仮設住宅の建設にあたっては、(一社)プレハブ建築協会および(一社)全国木造建設事業協会への協力要請や、敷地整備に関して(一社)富山県建設業協会との連携体制構築について検討します。

(4) 倒壊等により周囲に危害を及ぼす恐れのある空き家への対策

少子高齢化の進行に伴い、今後、大規模な地震が発生した際に、倒壊等により、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがある空き家の増加が懸念されます。

その除却等を適切に進めるため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき特定空家(※)等への措置等に取り組みます。

また、空き家が放置されないよう、県や不動産等の関係団体と定期的な情報交換を行うなど、より一層の連携・協力を図り、官民が一体となった総合的な空き家対策に取り組みます。

※ 特定空家：「空家等対策の推進に関する特別措置法」による、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等があると認められる空家等

(5) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

本市は西側山間地に多数の急傾斜地等危険箇所が点在しています。急傾斜地等の崩壊は、集中豪雨及び融雪時における土地の含水量の増大などに起因するほか、大規模な地震によっても発生します。特に、集中豪雨における災害発生が多く、大規模な災害の記録もあり、予防、応急対策に万全を期さなければなりません。

このような状況を踏まえて、本市では土砂災害危険箇所において、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害危険箇所の公表・周知徹底及び適切な土地利用の誘導等、土砂の災害危険箇所の予防措置に努めています。

地震時における崖地付近に位置する住宅は、住宅そのものの倒壊等だけではなく、崖地の崩壊などによる被害が想定されるため、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に所在する住宅については、その移転促進を図ることによって地震に伴う崖崩れ等による住宅の災害防止を図ります。

(6) 土砂災害対策改修に関する事業

地震等の災害時にかげ崩れ等の被害が発生する恐れのある土砂災害特別警戒区域内の住宅について、土砂災害に対して安全な構造とする改修工事や防護壁を設置する所有者等に対し、国の支援制度を活用し、補助・助成する事業に対して助言・支援を行います。

4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

(1) 防災拠点施設(※2)について

防災拠点施設（大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物）として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる（1/3 から 2/5 へ）メリットがあります。

今後、県の動向を確認しつつ、必要に応じて防災拠点施設の指定に向けた協議を行うよう努めます。

(2) 緊急通行確保路線について

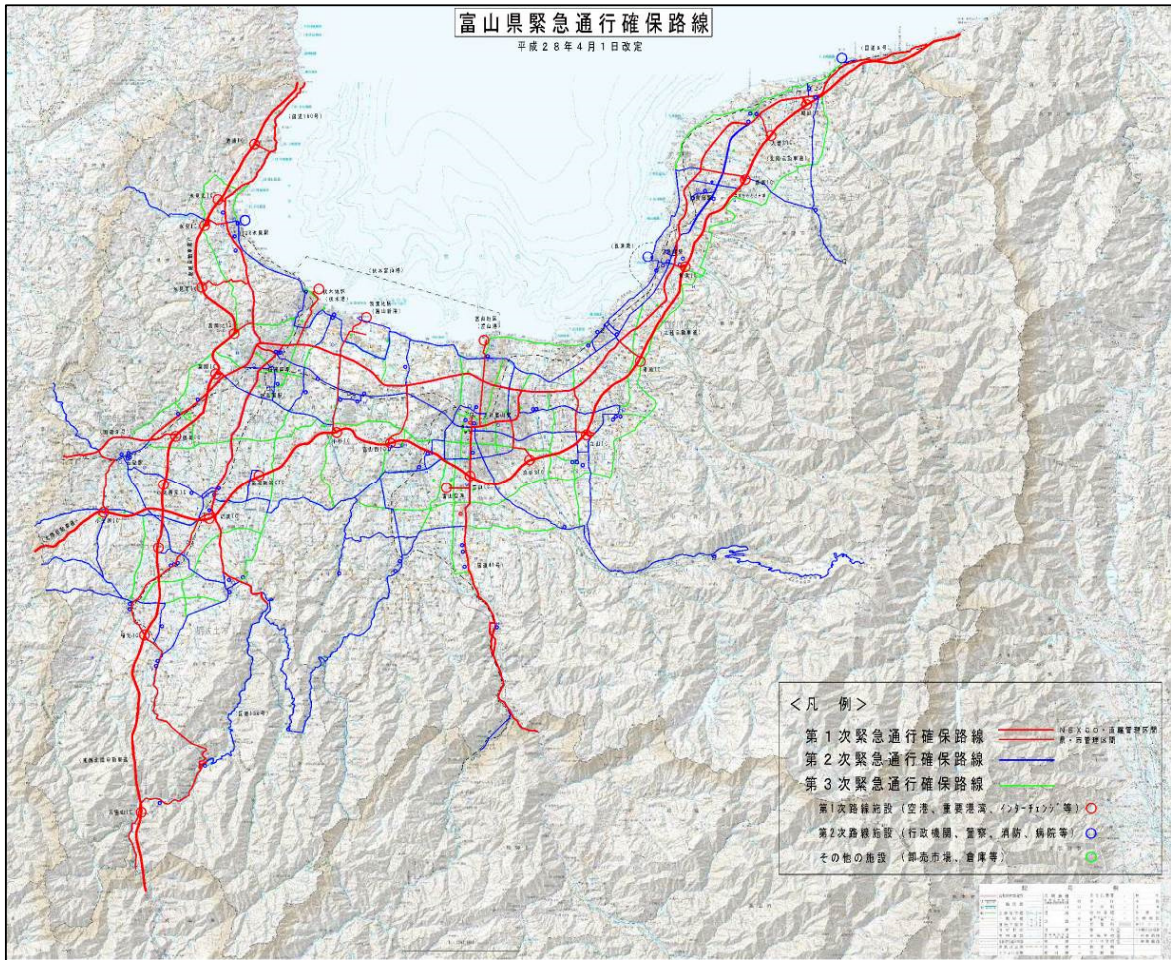
本市では、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 5 条第 3 項第 1 号の規定により、建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある道路として、小矢部市地域防災計画に定められた緊急通行確保路線(※3)を指定しています。

また、次の基準により、市指定の緊急通行確保路線（災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資材及び救援物資の緊急輸送に使用する道路をいう。）を定めています。市内の緊急通行確保路線は、表に示す 9 路線です。

次の各施設等と結ぶ（接続する）路線を指定する。
①市役所庁舎、警察署、消防署、病院等の主要公共施設
②県道、国道、高速自動車道 ③避難所 ④ヘリポート

- (※1) 要緊急安全確認大規模建築物：耐震改修促進法附則第 3 条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大規模な建築物
- (※2) 防災拠点施設(要安全確認計画記載建築物)：県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物
- (※3) 緊急通行確保路線とは、災害時の緊急交通路となる道路として、小矢部市地域防災計画に指定されているもので、地震防災対策特別措置法に基づく緊急輸送道路と同義としている。

図 富山県緊急通行確保路線（概略図）



緊急通行確保路線	路線数	道路延長 (km)
第1次緊急通行確保路線 (Ⅰ)	47	484.9
第2次緊急通行確保路線 (Ⅱ)	87	545.3
第3次緊急通行確保路線 (Ⅲ)	60	343.5
合計	194	1,373.7

出典『富山県耐震改修促進計画』平成28年10月改定 より

(Ⅰ) 県内外の広域的な輸送に不可欠な、北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路。

(Ⅱ) 第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。

(Ⅲ) 上位路線を相互に補完する幹線道路。

表 市内緊急通行確保路線

	路線名
県指定第1次 緊急通行確保路線	主要地方道小矢部福光線
県指定第2次 緊急通行確保路線	主要地方道砺波小矢部線
	一般国道359号
	一般国道471号
県指定第3次 緊急通行確保路線	主要地方道小矢部伏木港線
	主要地方道福光福岡線
その他市指定 緊急通行確保路線	主要地方道坪野小矢部線
	一般県道藤森岡線
	一般県道本町高木出線

(3) 緊急輸送道路等沿いの建築物の耐震化対策

緊急輸送道路・避難路沿いの多数の者が利用する建築物（法第6条第3号に規定）については、地震災害時に倒壊等により道路閉塞を起こし、市民の避難の妨げや物資の輸送に支障をきたすことのないよう、一般の建築物以上に耐震化を図る必要性があります。

このため、当該建築物の耐震化促進を図るため、本市では、耐震性が不十分と思われる建築物の所有者に対して、耐震化の普及啓発等を行うほか、必要に応じ耐震改修促進法に基づく指導、助言を行います。



能登半島地震により一部道路を塞いだ建物
(輪島市門前町地内)

(4) 重点的に耐震化すべき区域

国の基本方針では、地震発生時に特に大きな被害が想定される区域を「重点的に耐震化すべき区域」として設定することが望ましいとされています。

本市においてはDID 地区(※)と呼ばれる人口密集区域が石動地区にあるほか、津沢地区においても、市街地が形成されています。

こうした地域については、特に「重点的に耐震化すべき区域」に設定し、個別のかつ積極的な耐震診断・耐震改修の実施を広報・啓発していくとともに、必要に応じて行政出前講座を開催するなどして耐震化を促進します。

※ DID 地区等:国勢調査による人口集中地区及び区域内の住宅密度が30戸/ha以上となる5ha以上の区域。

① 山間部や市街地における留意点

山間部では耐震化率が低い傾向にあり、建築物の耐震化に一層力を入れる必要があります。

一方、市街地部においては、地震の際、建築物の倒壊で道路が閉塞されることにより、市民の避難や緊急車両の通行に支障が生じる可能性があり、火災によって多数の建築物が被災する恐れがあります。

② 活断層分布における留意点

本市には、石動(確実度Ⅰ、活動度B)、石動西方(確実度Ⅱ、活動度C)の各断層が分布しています。市域以外では、注意すべきものとして県東南部から岐阜県の山あいにかけて分布する跡津川断層(確実度Ⅰ、活動度A)があります。

このため、活断層の分布域においては、地震への備えに万全を期す必要があり、建築物の耐震化に向けての普及啓発活動に特に重点的に取り組みます。

(5) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

○認定制度の特例措置等の概要

認定	特例措置やメリット等
耐震改修計画の認定 (法第 17 条)	耐震性を向上させるために増築を行うことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。
建築物の地震に対する 安全性の認定 (法第 22 条)	建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することが出来ます。
区分所有建築物の 耐震改修の必要性に 係る認定 (法第 25 条)	「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物（マンション等）は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者および議決権の各 1/2 超に緩和（区分所有法の特例で、特例が無い場合は 3/4 以上）

※ 所管行政庁とは、耐震改修促進法第 2 条第 3 項の「所管行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

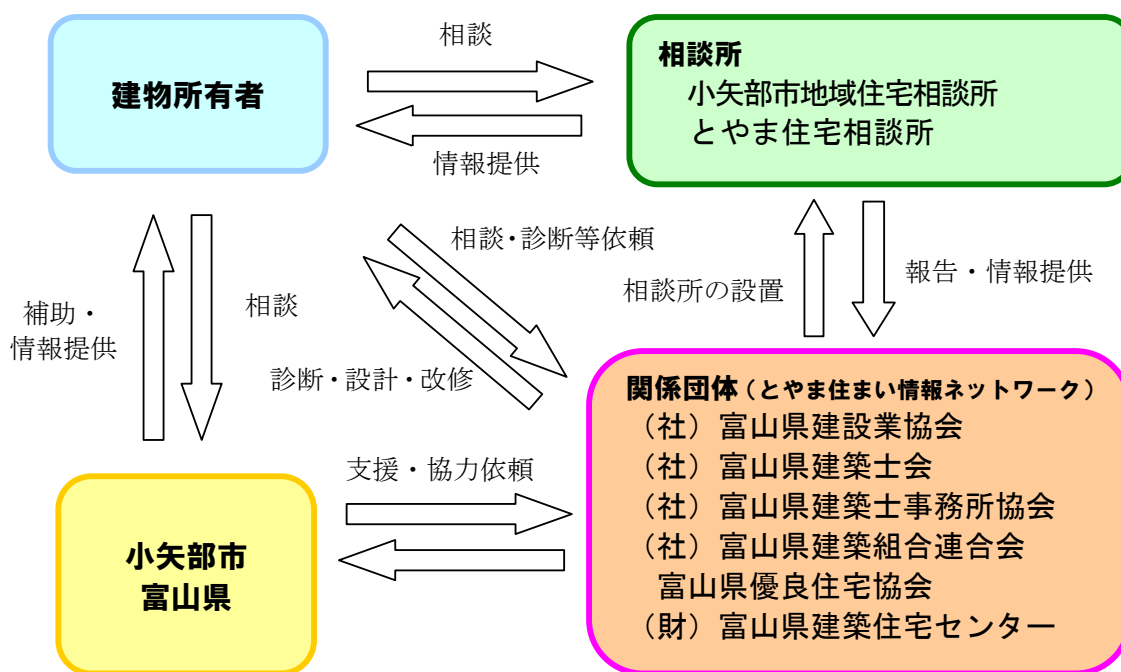
第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

1 相談体制の充実

本市においては、市都市計画課に建築物の耐震化に関する相談窓口を設置するとともに、建築関係団体で構成する「とやま住まい情報ネットワーク」が設置している「とやま住宅相談所」や「小矢部市地域住宅相談所」との連携を図りながら、木造住宅の耐震に関する点検方法や、補強方法の概要などの耐震化へ向けての普及啓発に努めます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、市民へ建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について、普及啓発を図ることや、建築関係団体へも耐震化に向けての普及啓発運動を促進していきます。

◆関係機関と連携した相談体制イメージ



※ とやま住まい情報ネットワークとは、(社) 富山県建設業協会、(社) 富山県建築士会、(社) 富山県建築士事務所協会、(社) 富山県建築組合連合会、富山県優良住宅協会及び(財) 富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいづくりに対する意識の向上や支援を行うとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

2 適切な情報提供やセミナー等の開催

本市では、耐震診断や耐震改修の促進のため、富山県や財団法人日本建築防災協会が作成したパンフレットを関係窓口等で配布しています。このようなパンフレットや書籍の活用を通じて、耐震化の重要性について周知を図るとともに、情報提供に努めます。また、市広報誌やホームページ等の活用、ケーブルテレビ等のメディアを活用し、建築物の所有者や施工業者へ適切に情報を提供します。今後も、県及び関係団体と連携をとり、セミナー等の開催を通じて耐震化の促進に努めます。

パンフレット及び耐震改修工事事例集



3 リフォームに合わせた耐震改修の推進

県及び本市の住宅相談所、建築関係団体において、リフォームに関する相談会等を活用し、リフォーム等に合わせた耐震改修の推進を図ります。また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性ととともに、安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、助成制度の周知を図りながら、耐震改修の誘導を図ります。

4 自治会等との連携・取り組み体制の検討

耐震改修の促進には、地域住民自体において耐震化の意識が高まることが不可欠です。また、地域の特性に応じた耐震化の取り組みを進めるために、自主防災組織に対して、地震災害時において倒壊等の恐れがある危険な建築物の把握や災害時の避難場所までの避難路沿いの危険箇所の点検、災害時における要援護者の情報把握、支援等の協力や、地震災害を未然に防止する活動の連携について検討します。